

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、ガラス加工、樹脂成形品製造及び建築用資材の製造販売等を行うA会社（以下「会社」という。）に入社し、会社の〇工場で製品の寸法等を測定してパソコンに入力するなどの検査業務に従事していた。

請求人は、同年〇月〇日午後3時頃、会社の食堂においてインフルエンザの集団予防接種（以下「本件予防接種」という。）を受けた。請求人によれば、当日は37度2分の熱があったが受付にいた看護師から「微熱くらいあっても、打つ人はたくさんいるから」と言われ、そのまま医師に回された。医師からはアレルギーの有無について聞かれ、アトピー性皮膚炎があると伝えた後、特段の診察もなく接種されたというものである。その後、請求人は、本件予防接種を受けた2、3日後に左腕の皮膚に紫斑が生じ、左腕以外にも紫斑が広がったことから、同月〇日B皮フ科に受診し「全身アトピー性皮膚炎」と診断され、同年〇月〇日にはC内科医院に受診し「アトピー性皮膚炎」と診断された。その後、同月〇日、D病院皮膚科に受診し、「膠原病疑い」等と診断され、加療した。さらに、平成〇年〇月〇日にはE病院手の外科に受診し「左前腕筋炎、多発性神経炎」と診断され、同年〇月〇日には同院皮膚科に受診し「好酸球性筋膜炎」（以下「本件疾病」という。）と診断され、加療した。

請求人は、本件疾病は会社のあっせんにより行われた本件予防接種によって発

症したものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件予防接種は、会社が発信した案内メールにより始まったものであるが、当該案内メールには、「今年もインフルエンザの予防接種を会社で斡旋します。」「希望する人は『希望する』に○を付けて下さい。」と記述されているため、当審査会としても、本件予防接種について明らかな業務命令があったとは認められないと判断する。

(2) 一方、請求代理人は、会社におけるインフルエンザ予防接種の接種率が7割強である事実は、当日やむを得ない理由により受診できない者がいることを踏まえると、大方の人間が受診したと評価するのが適切であり、本件予防接種は、会社内において強制的に行われているとの暗黙の了解があったものと評価するのが妥当である旨主張する。

しかしながら、平成〇年〇月〇日審査官作成の確認書をみると、平成〇年〇

月○日と同月○日に実施された本件予防接種の接種率は、関連会社も含めて515人中、接種者が313人で接種率は60.8%、請求人が所属する○工場は39人中、接種者が28人で接種率71.8%であり、会社内の3分の1程度の労働者が接種しておらず、実績からみても任意による接種であったものと評価し得るし、本件予防接種にかかる費用は、会社による費用負担は185円、本人負担は3千円であり、そのほとんどを労働者自身が負担しているものと認められる。

したがって、本件予防接種は強制的に行われているとの暗黙の了解があったとする請求代理人の主張は採用できない。

(3) なお、上記(2)において、請求代理人は、「当日やむを得ない理由により受診できない者がいることを踏まえると」と述べているが、予防接種を受けた当日37.2度の熱があった請求人はまさにこの「当日やむを得ない理由により受診できない者」に該当した可能性がある。この点について請求人は、聴取書の中で、「会社の女性の上司と看護師さんとの問診の際に(熱がある件について)話をしたのですが、『みんな微熱くらいなら受けてるから大丈夫だよ』と言われ、そのまま受けることになりました。」と述べ、自身の判断で予防接種を受けたわけではないかのような主張を行うも、請求人が会社や医療関係者から37.2度の熱があっても当日予防接種を受けるよう強制された事実はなく、仮に請求人が「みんな微熱くらいなら受けてるから大丈夫だよ」と言われたとしても、最終的には予診票に記入のうえ、自身の判断で予防接種を受ける判断を行ったものであり、こうしたことから考えても、請求人は任意の予防接種を自身の判断で受けたものであると認められる。

3 以上のおりであるから、本件疾病は業務上の事由により発症したとする請求人の主張は採用できず、業務上の疾病とは認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。